重　要

２０１１年（平成２３年）４月

新規登録弁護士雇用弁護士各位

東京弁護士会
会　長　　竹之内　　明
第一東京弁護士会
会　長　　木津川　迪洽
第二東京弁護士会
会　長　　澤井　　英久

東京三弁護士会新規登録弁護士研修について（協力依頼）

【新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的】

東京三弁護士会では、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、新規登録弁護士研修を実施しております。本研修は、登録１年未満の弁護士に対し、基礎的分野から専門的分野までの多様な集合研修と法律相談や国選・当番弁護等の実務研修等を行うことにより、弁護士としての水準の維持と向上を図り、複雑化・国際化した社会の多様なニーズに対応した業務範囲の拡大と専門化の要請に応える弁護士を養成することを目的とするものです。さらには真に人権感覚及び市民感覚を身につけた法曹養成を目指した研修弁護士制度や法曹一元制度をも展望するものと位置づけられています。

【新規登録弁護士研修の概要】

研修内容の細目については三つの弁護士会の間で若干の差異はありますが、**研修期間を１年間としている点、履修が会則上の義務とされている点（不履行の場合には懲戒対象となることがあります）、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも研修協力義務を課している点などの骨格において共通しています。また、各会で実施する日弁連新規登録弁護士集合研修への参加を義務付けている点も東京三弁護士会で共通です。**

東京三弁護士会が本年度実施予定の研修の概要やスケジュール等の詳細は、本書面に添付されている各会の説明資料をご参照下さい。

【雇用弁護士の協力義務】

上記のとおり、東京三弁護士会では、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも会則上研修協力義務を課しています。

この義務は、新規登録弁護士と雇用弁護士の所属会が異なる場合にも課されるもので、東京三会により会則上若干の表現の違いはありますが、新規登録弁護士

の所属会の如何を問わず、新規登録弁護士が所属する弁護士会及び連合会が行う新規登録弁護士研修を履修するよう指導し、協力する義務とされています。即ち、雇用弁護士はその所属会に対して（他会が行う研修であっても）研修協力義務を負うこととなります。

なお、この研修協力義務を負うのは、新規登録弁護士に対して時間管理や事件配転等の面での実質的な指導監督を行いうる弁護士です。新規登録弁護士が入所直後から実質的なパートナーとして既登録弁護士と完全に対等な立場に立つ場合には、この研修制度上は雇用弁護士がいないという事態もあり得ますが、複数のパートナーが共同で雇用するような大規模事務所の場合であっても、実質的に雇用者的な立場において新規登録弁護士に対して時間管理や事件配転等で指導監督すべき弁護士が本研修制度上の「雇用弁護士」となります。

【雇用届出書提出のお願い】

東京三弁護士会への入会申込の際には、上記の意味での雇用弁護士から「新規登録弁護士雇用届出書」を新規登録弁護士を通して提出して頂くことになっています。この届出書は、新規登録弁護士研修への協力義務を負うべき弁護士を特定するための資料として提出を求めるものですので、ご協力の程宜しくお願い申しあげます。

新規登録弁護士（予定者）に事前に「新規登録弁護士雇用届出書」の用紙を持参させますので、貴事務所において雇用弁護士１名（上記の意味での実質的な雇用弁護士に限ります。単に事件処理の方法等を指導する「兄弁」的な弁護士は除外して下さい。）を定め、当該用紙に雇用弁護士が署名捺印のうえ、新規登録弁護士に渡して下さい。届出書は、入会申込の際に新規登録弁護士自身がその登録すべき会に提出することになっています。各位には本研修制度の趣旨をご理解のうえ、何とぞご協力下さいますようお願い申しあげます。

以　上

【添付資料】

１、各会の研修概要及びスケジュール